

## 東大和市下水道条例の一部を改正する条例

東大和市下水道条例（昭和55年条例第29号）の一部を次のように改正する。

付則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（使用料に関する特例）」を付し、付則に次の1項を加える。

- 3 平成31年10月分及び同年11月分として算定する使用料に関する第19条の規定の適用については、同条第1号中「消費税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第3条の規定による改正前の消費税法」と、同条第2号中「地方税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）第2条の規定による改正前の地方税法」とする。

### 附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。